

通学定期券購入時の取扱い方について

○「継続発売」の取扱いにより通学定期券購入する場合の通学証明書等の要否

	条 件	要 否
1	有効期間終了日が学年の終期（3月31日）から1ヶ月を越えない場合 例：4月30日までの日が、有効期間終了日となる定期券を購入する場合。	不 要
2	有効期間終了日が学年の終期（3月31日）から1ヶ月を超える場合 例：5月1日以降の日が、有効期間終了日となる定期券を購入する場合。	必 要
3	年度に初めて通学定期券を購入する場合	必 要

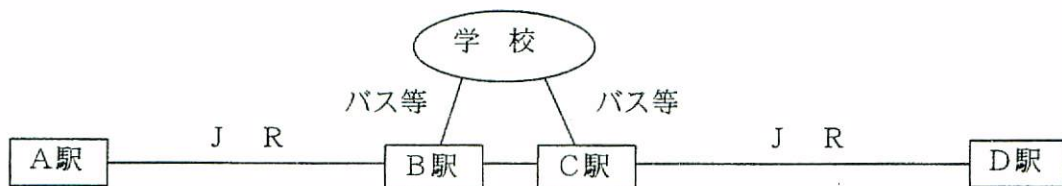
※「継続発売」の取扱い：所持する定期乗車券の有効期間終了日の13日前～当日までの間に有効期間終了日の翌日から有効となる定期乗車券を発売する取扱い。

○通学証明書等が必要な理由

通学定期券は大幅な割引を行なっています。お客様に対し不公平を発生させてはいけなことから学生等であることの確認のために最低、年度に一度は通学証明書等の確認を行っています。

○通学定期券の発売区間について

通学定期券は自宅最寄駅～学校最寄駅間での発売が原則となっています。バス等に途中駅で乗換えて通学される場合は、乗換駅から自宅もしくは学校の最寄り駅までの区間で発売いたします。この場合、バス等の定期券を確認する場合があります。



- ・ A駅が自宅最寄駅の場合
A駅 ～ B駅間の通学定期券を発売。
- ・ A駅が自宅最寄駅で、学校までのバス等の利便性が良いため、C駅までJ Rを利用する場合
A駅 ～ C駅間の通学定期券を発売。
※ C駅～学校間のバス等の定期券を確認する場合があります。
- ・ D駅が自宅最寄駅で、学習塾へ週に数回通うためB駅までJ Rを利用する場合
D駅 ～ C駅間の通学定期券を発売。
※ C駅 ～ B駅間は回数券等をご利用いただく。

詳しくは、近くのJ Rの駅にお問合せ下さい。